

秋田県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.7E-4	1.8E-1	9.4E+0	9.6
64	エトフェンプロックス	1.1E+1	1.1E+1	2.7E+0	4.4E+0	28.6
117	テブコナゾール				7.7E-1	0.8
139	トラロメトリン			4.9E+0	3.8E-1	5.3
140	フェンプロパトリン			1.7E+0		1.7
153	テトラメトリン	9.3E+1	1.8E+0	8.8E+1	2.1E-2	183.2
181	ジクロロベンゼン	1.8E+2	1.5E+2			326.1
225	トリクロルホン		3.2E+0			3.2
248	ダイアジノン		4.8E-1			0.5
251	フェニトロチオン		8.9E+1	1.4E+0	1.8E-2	90.8
252	フェンチオン	2.2E+0	4.6E+1			48.0
256	デカン酸				8.5E-1	0.8
350	ベルメトリン	6.4E+0	2.5E+1	6.6E+0	1.3E+1	50.6
405	ほう素化合物		3.1E-1	7.9E+0	5.3E-1	8.8
427	カルバリル			6.5E+1		65.5
428	フェノプカルブ			4.8E+1	3.5E+1	83.0
457	ジクロールボス	4.3E+1	4.1E+2			457.5
合 計		3.3E+2	7.4E+2	2.3E+2	6.4E+1	1363.9

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等